

久留米市指定身体援助訪問サービスにおける第1号事業支給費の額等を定める要綱

(趣旨)

第1条 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。）第140条の63の2第1項第1号に基づき久留米市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則に定める指定身体援助訪問サービスの第1号事業支給費の額のほか、必要な事項を次のように定める。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。）、久留米市指定身体援助訪問サービスの人員、設備及び運営並びに指定身体援助訪問サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する要綱（平成29年3月31日介保第3234号。）で使用する用語の例による。

(指定身体援助訪問サービスに要する第1号事業支給費の額)

第3条 指定身体援助訪問サービスに要する第1号事業支給費の額は、別表第1から別表第3までに定める単位数に1単位の単価を乗じて算定した額の100分の90に相当する額とする。

2 利用者が第一号被保険者であって市長が定めるところにより算定した所得の額が市長が定める額以上である場合（第4項に規定する場合を除く。）において、前項の規定を適用する場合においては、同項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

3 前項の市長が定めるところにより算定した所得の額及び市長が定める額については、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下この条において「政令」という。）第29条の2第1項の規定の例による。

4 利用者が第一号被保険者であって市長が定めるところにより算定した所得の額が前項の市長が定める額を超える市長が定める額以上である場合において、第1項の規定を適用する場合においては、同項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

5 前項の市長が定めるところにより算定した所得の額及び市長が定める額については、政令第29条の2第2項の規定の例による。

(1単位の単価)

第4条 前条の1単位の単価は、10円とする。

(端数処理)

第5条 前2条の規定により第1号事業支給費の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(実施上の留意事項)

第6条 指定身体援助訪問サービスに要する第1号事業支給費の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項については、市長が別に定める。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

指定身体援助訪問サービスにおける基本報酬単位数表

	区分	単位数	算定要件
(1)	身体援助訪問サービス費（Ⅰ）	1か月につき 1, 176単位	介護予防サービス計画等において週1回の指定身体援助訪問サービスが必要とされた利用者に対して、訪問介護員等が指定身体援助訪問サービスを行った場合。
(2)	身体援助訪問サービス費（Ⅱ）	1か月つき 2, 349単位	介護予防サービス計画等において週2回の指定身体援助訪問サービスが必要とされた利用者に対して、訪問介護員等が指定身体援助訪問サービスを行った場合。
(3)	身体援助訪問サービス費（Ⅲ）	1か月につき 3, 727単位	介護予防サービス計画等において週3回の指定身体援助訪問サービスが必要とされた利用者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第二号に掲げる区分である利用者に限る。）に対して、訪問介護員等が指定身体援助訪問サービスを行った場合。
(4)	共生型身体援助訪問サービスを行う場合（身体援助訪問サービス費Ⅰ）	指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等により行われる場合 1か月につき 823単位	共生型身体援助訪問サービス（久留米市指定身体援助訪問サービスの人員、設備及び運営並びに指定身体援助訪問サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する要綱第4条の2に規定する共生型身体援助訪問サービスをいう。以下同じ。）の事業を行う指定居宅介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）が当該事業を行う事業所（以下この注において「共生型身体援助訪問サービスを行う指定居宅介護事業所」という。）において、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号。以下「居宅介護従業者基準」という。）第1条第4号、
		指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合 1か月につき 1, 094単位	
		指定重度訪問介護事業所が行う場合 1か月につき 1, 094単位	
(5)	共生型身体援助訪問サービスを行う場合（身体援助訪	指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等により行われ	

	問サービス費 II)	る場合 1 か月につき 1, 644 単位	第9号、第14号又は第19号から第22号までに規定する者が共生型身体援助訪問サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定し、共生型身体援助訪問サービスを行う指定居宅介護事業所において、居宅介護支援従業者基準第1条第5号、第10号又は第15号に規定する者が共生型身体援助訪問サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定し、共生型身体援助訪問サービスの事業を行う重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所において共生型身体援助訪問サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定する。
		指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合 1 か月につき 2, 185 単位	
		指定重度訪問介護事業所が行う場合 1 か月につき 2, 185 単位	
(6)	共生型身体援助訪問サービスを行う場合 (身体援助訪問サービス費 III)	指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等により行われる場合 1 か月につき 2, 609 単位	
		指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合 1 か月につき 3, 466 単位	
		指定重度訪問介護事業所が行う場合 1 か月につき 3, 466 単位	
(備考)			
1 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、元気援助訪問サービス又は生活援助訪問サービスを受けている間は、身体援助訪問サービス費は算定しない。			
2 利用者が一の指定身体援助訪問サービス事業所において指定身体援助訪問サービスを受けている間は、当該指定身体援助訪問サービス事業所以外の指定身体援助訪問サービス事業所が指定身体援助訪問サービスを行った場合に、身体援助訪問サービス費は算定しない。			

別表第2 (第3条関係)

指定身体援助訪問サービスにおける減算報酬単位数表

区分	単位数	算定要件
----	-----	------

(1)	高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数	久留米市指定身体援助訪問サービスの人員、設備及び運営並びに指定身体援助訪問サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する要綱第33条の2に規定する基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
(2)	業務継続計画未策定減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数	久留米市指定身体援助訪問サービスの人員、設備及び運営並びに指定身体援助訪問サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する要綱第28条の2に規定する基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。 なお、令和7年3月31日までの間は、適用しない。
(3)	同一建物減算		指定身体援助訪問サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定身体援助訪問サービス事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定身体援助訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定身体援助訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定身体援助訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定身体援助訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定身体援助訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、正当な理由なく、指定身体援助訪問サービス事業所において、算定日が属する月の前6月間に提供した指定身体援助訪問サービスの提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占

			める割合が100分の90以上である指定身体援助訪問サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定身体援助訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定身体援助訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。
--	--	--	---

別表第3（第3条関係）

指定身体援助訪問サービスにおける加算報酬単位数表

	区分	単位数	算定要件
(1)	初回加算	1か月につき 200単位	指定身体援助訪問サービス事業所において、新規に訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定身体援助訪問サービスを行った日の属する月に指定身体援助訪問サービスを行った場合又は当該指定身体援助訪問サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定身体援助訪問サービスを行った日の属する月に指定身体援助訪問サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、所定単位数を加算する。
(2)	ア 生活機能向上連携加算（I）	1か月につき 100単位	ア 生活機能向上連携加算（I） サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第76条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が

	<p>イ 生活機能向上連携加算 (Ⅱ)</p>	<p>1 か月につき 200 単位</p>	<p>存在しないものに限る。(3)において同じ。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、当該訪問型サービス計画に基づく指定身体援助訪問サービスを行ったときは、初回の当該身体援助訪問サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。</p> <p>イ 生活機能向上連携加算 (Ⅱ)</p> <p>利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問型サービス計画に基づく指定身体援助訪問サービスを行ったときは、初回の当該指定身体援助訪問サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、アを算定している場合は、算定しない。</p>
<p>(3)</p>	<p>口腔連携強化加算</p>	<p>1 回につき 50 単位</p>	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定身体援助訪問サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条第1項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第一号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提</p>

			<p>供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。</p> <p>(ア) 指定身体援助訪問サービス事業所の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第2 歯科診療報酬点数表（以下「歯科診療報酬点数表」という。）の区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。</p> <p>(イ) 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(1) 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していること。</p> <p>(2) 当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所（指定居宅サービス等基準第85条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下同じ。）が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること。</p> <p>(3) 当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していること。</p>
(4)	<p>ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） <u>イ</u></p>	<p>別表第1及びこの表の(1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の<u>270</u>に相当する単位数</p>	<p>厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第4号に相当する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定身体援助訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定身体援助訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数に加算する。ただし、左に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、左に掲げるその他の加算は算定しない。</p>
	<p><u>イ</u> 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） <u>ロ</u></p>	<p>別表第1及びこの表の(1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の<u>287</u>に相当する単位数</p>	

<p><u>ウ</u> 介護職員 等処遇改善 加算（Ⅱ） <u>イ</u></p>	<p>別表第1及びこの表 の(1)から(3)までに より算定した単位数 の1000分の<u>24</u> <u>9</u>に相当する単位数</p>	
<p><u>エ</u> 介護職員 等処遇改善 加算（Ⅱ） <u>ロ</u></p>	<p><u>別表第1及びこの表 の(1)から(3)までに より算定した単位数 の1000分の26</u> <u>6に相当する単位数</u></p>	
<p><u>オ</u> 介護職員 等処遇改善 加算（Ⅲ）</p>	<p>別表第1及びこの表 の(1)から(3)までに より算定した単位数 の1000分の<u>20</u> <u>7</u>に相当する単位数</p>	
<p><u>カ</u> 介護職員 等処遇改善 加算（Ⅳ）</p>	<p>別表第1及びこの表 の(1)から(3)までに より算定した単位数 の1000分の<u>17</u> <u>0</u>に相当する単位数</p>	